

大学等ごとの支援の状況（受給状況・警告等）の公表について

● 趣旨・目的

学生・保護者を含め、制度の運用状況に関して社会への説明責任を果し、制度の適正性を確保するため、各大学等ごとに支援の状況を公表する。

● 公表の方法・時期・内容

1. 公表の方法

修学支援法施行規則第5条に定める**更新確認申請書（様式第二号）に状況を記載し**、第7条に基づきインターネットの利用により公表

2. 公表の時期

更新確認申請書の公表時

※ 毎年6月末日までに更新確認申請書を提出し、その際、遅滞なく公表することとされている。（施行規則第5条・第7条）

3. 公表の項目

① 各大学等ごとに、新制度により前年度に**支援を受けた学生数**を公表

・ 支援学生数及び支援区分（満額、2/3支援、1/3支援）ごとの人数を公表

② 各大学等ごとに、次の処置を受けた**前年度の学生数を、その事由ごとに公表**

1 打切り（事由として、次のi）～iii）のどれに該当か）

i）偽りその他不正

ii）学業成績が廃止区分に該当（※更に、卒業延期確定、標準単位数の5割以下、出席率5割以下等、連続して「警告」のどれに該当か）

※ うち、学業成績が著しく不良である（やむを得ない事由なし）として、返還等を求める対象となった者の数もあわせて記載

iii）懲戒処分（※更に、退学又は停学（3カ月以上）のどちらに該当か）

2 停止（事由として、停学処分（3カ月未満）又は訓告のどちらに該当か）

3 警告（事由として、標準単位数の6割以下、GPA等下位1/4、又は出席率8割以下等 のどれに該当か）

※ 公表する数が10人以下の場合には、個人情報への配慮を行う。